

競争入札参加資格承継承認事務取扱要領

平成12年 8月11日制定
平成21年 4月 1日改正
平成31年 4月 1日改正

(趣旨)

第1条 建設工事、測量及び建設コンサルタント等の業務に係る競争入札参加資格の承継承認事務の取扱いについては、この要領によるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格 建設工事、測量及び建設コンサルタント等の業務に係る競争入札参加資格をいう。
- (2) 承継 入札参加資格の認定を受けている者が、当該認定を受けている入札参加資格の内容を変更せずに、他の者に承継させることをいう。
- (3) 資格要件 地方自治法施行令（昭和22年制令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、入札参加資格に関し定めた競争入札参加に必要な要件をいう。
- (4) 承継人 入札参加資格の承継を受けようとする者をいう。
- (5) 被承継人 承継人に対し入札参加資格を承継させる者をいう。

(基本的要件)

第3条 入札参加資格の承継は、原則として次の各号のいずれにも該当する場合にのみ承認するものとする。

- (1) 当該承継を希望する入札参加資格に係る営業（以下「営業」という。）の一切が被承継人から承継人へ移転したと認められること。
- (2) 承継の承認を申請する時点において、承継人が当該承継を希望する入札参加資格に係る資格要件（承継の承認を申請する時点における直近の告示により定めた競争入札に参加する者に必要な資格をいう。）を満たしていること。
- (3) 当該承継を希望する入札参加資格の資格要件について、法令の規定による許可又は登録（以下「許可等」という。）を受けていることが条件である場合には、営業の移転に際し、当該入札参加資格に関し被承継人が受けた許可等の効力が失

われる以前において承継人が当該許可等を受けていること。

(申請手続)

第4条 入札参加資格の承継を申請しようとする被承継人及び承継人（以下「承継人等」という。）は、第3条の要件の全て該当する場合には、第1号から第3号に掲げる書類に、第4号から第7号までに掲げる場合に応じた書類を添付して提出しなければならない。

この場合において、建設業において許可番号の引継ぎが認められる許可を取得しているときは、承継の承認手続を要せず、資格者名簿の変更届により処理するものとする。

- (1) 競争入札参加資格承継承認申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）
- (2) 承継を受けようとする入札参加資格に係る承継人の資格審査申請書及びその申請書に添付すべき書類（第4号から第7号までに掲げる書類と重複する場合は省略することができる。）
- (3) 承継を希望する入札参加資格の一部（建設工事の場合は業種ごと、測量及び建設コンサルタント等の業務の場合は部門ごと）について、承継人が資格要件を満たさないものがある場合は、当該資格の一部に係る廃業等の届出書
- (4) 入札参加資格を有する者が営業譲渡により、その営業を一体として譲渡し、当該営業を譲受した者が当該営業に係る入札参加資格の地位を承継しようとする場合（以下この号において譲受人を「甲」とし、譲渡人を「乙」とする。）

ア 営業譲渡契約書の写し

イ 営業譲渡契約を承認決議した株主総会の議事録の写し（甲及び乙）

ウ 定款（甲のみ）

エ 公正取引委員会届出受理書の写し（甲及び乙。ただし、届出が必要な場合に限る。）

オ 承継を希望する業務に関する許可（登録）証明書（甲のみ）

カ 商業登記簿謄本（甲のみ）

キ 代表者の印鑑登録証明書（甲のみ）

ク 許可（登録）取消通知書の写し又は廃業届（官公庁の受付印のあるもの）の写し等承継に係る営業を廃止したことを証するもの（乙のみ）

ケ 乙の直近の経営事項審査結果通知書の写し（建設工事の場合）

(5) 入札参加資格を有する会社が合併により消滅し、合併後存続する会社が当該消滅した会社の入札参加資格の地位を承継しようとする場合

(以下この号において存続会社を「甲」とし、消滅会社を「乙」とする。)

- ア 合併契約書の写し
- イ 合併契約を承認決議した株主総会の議事録の写し（甲及び乙）
- ウ 合併後の定款（甲のみ）
- エ 公正取引委員会届出受理書の写し（甲及び乙。ただし、届出が必要な場合に限る。）
- オ 承継を希望する業務に関する許可（登録）証明書（甲のみ）
- カ 合併後の商業登記簿謄本（甲のみ）
- キ 合併後の印鑑登録証明書（甲のみ）
- ク 許可（登録）取消通知書の写し又は廃業届（官公庁の受付印のあるもの）の写し等承継に係る営業を廃止したことを証するもの（乙のみ）
- ケ 乙の直近の経営事項審査結果通知書の写し（建設工事の場合）又は、乙の直近の決算書の写し（測量及び建設コンサルタント等の業務の場合）

(6) 測量及び建設コンサルタント等の業務に係る競争入札参加資格を有する個人が死亡し、相続によりその者が営業のために使用していた財産の全てを相続した相続人が当該入札参加資格の地位を承継しようとする場合

- ア 戸籍謄本
- イ 引継直前日（被相続人の死亡日）までの仮決算書
- ウ 引継時の貸借対照表
- エ 関係相続人の同意書（営業権の相続同意）
- オ 承継を希望する業務に関する登録証明書
- カ 被相続人に係る登録取消通知書の写し又は承継に係る営業を廃止したことを証するもの

(7) 測量及び建設コンサルタント等の業務に係る競争入札参加資格を有する個人がその営業を廃止し、その者が営業のために使用していた財産の全てを提供して設立した会社が当該入札参加資格の地位を承継しようとする場合（以下この号において新設法人を「甲」、廃業する個人を「乙」とする。）

- ア 移転財産に関する引継書の写し

- イ 法人設立直前日までの乙の仮決算書（乙のみ）
- ウ 法人の営業開始時の貸借対照表（甲のみ）
- エ 承継を希望する業務に関する登録証明書（甲のみ）
- オ 商業登記簿謄本（甲のみ）
- カ 定款（甲のみ）
- キ 印鑑登録証明書（甲のみ）
- ク 乙に係る登録取消通知書の写し又は承継に係る営業を廃止したことを証するもの（乙のみ）

（承継の承認）

第5条 前条第1号の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適正であると判断された場合には、競争入札参加資格承継承認通知書（別記様式第2号）により承継人に承継を承認した旨を通知するものとする。

2 審査に当たっては、承継人等に対し、必要に応じ営業の移転に至った理由、経緯等について説明を求め、又は確認資料の提出を求めるものとする。

3 承継の承認の通知に当たっては、各発注部局への周知等発注事務上必要のある場合には、承継の効力を生じる日をあらかじめ指定するものとする。

（資格者名簿の取扱い）

第6条 入札参加資格の承継の承認後は、資格者名簿に所要の変更を行う。

2 入札参加資格に点数及び格付け（以下「点数等」という。）があるものについては、当該点数等をそのまま引き継ぐものとし、当該点数等が複数ある場合は、上位のものを引き継ぐものとする。

（委任）

第7条 この要領に定めるもののほか入札参加資格の承継の承認に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成12年8月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要領による改正後の競争入札参加資格承継承認事務取扱要領第6条第2項の規定は、この要領の施行の日以降に提出された競争入札参加資格承継承認申請書（以下「申請書」という。）に係る点数等について適用し、同日前に提出された申請書に係る点数等については、なお従前の例による。

承継を認める場合の例示

承継を認める場合としては各号に掲げる場合が該当する。

ただし、第3条の基本的要件に全て該当する場合に限る。

なお、建設業において許可番号の引き継ぎが認められる許可を取得している場合は、承継の承認手続きを要せず、資格者名簿の変更届により処理するものとする。

- (1) 入札参加資格を有する者が営業譲渡により、その営業を一体として譲渡し、当該営業を譲受した者が当該営業に係る入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (2) 入札参加資格を有する会社が合併により消滅し、合併後存続する会社が当該消滅した会社の入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (3) 測量及び建設コンサルタント等業務競争入札参加資格を有する個人が死亡し、相続により、その者が営業のために使用していた財産の全てを相続した相続人が当該入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (4) 測量及び建設コンサルタント等業務競争入札参加資格を有する個人がその営業を廃止し、その者が営業のために使用していた財産の全てを提供して設立した会社が当該入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (5) 上記各号に類する場合

承継を認めない場合の例示

次の各号に掲げる場合は第3条の基本的要件に該当しないものとして、承継は認められない。

- (1) 例えば、建設業において、土木一式工事と建築一式工事を併業する者から、土木一式工事の営業のみを譲受された場合で、土木一式工事の入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (2) いわゆる「暖簾分け」により入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (3) 第4条第1項第6号に該当する場合で、承継の承認申請時期が、前事業主が死亡した日の翌日から起算して5か月を経過しているとき
- (4) 第4条第1項第7号に該当する場合で、承継の承認申請時期が、承継人が法務局に法人設立登記をした日の翌日翌日から起算して5か月を経過しているとき

建設業許可の許可番号引継取扱内容

☆ゴシック部分の取扱いを、競争入札参加資格承継承認の際の基準として用いる。

次に掲げる場合に限り、許可番号の引き継ぎを認める。この要件に満足しないときは、引継ぎなしとして、許可番号が変わる。

1 個人（死亡）から個人（相続人等）へ

（1）条件

- 前事業主が死亡していること
- 申請時期が前事業主の死亡後5か月以内であること
- 商号、所在地が前事業主と同様であること

（2）前事業主の資格

- 経営事項審査申請書又は公共工事に関し指名順を提出していること、または、今後提出する見込みがあること

（3）許可番号継続使用者の範囲

申請者が、前事業主の配偶者・親・子・孫・兄弟及び子の配偶者であること

（4）添付書類

- 引継直前日（前事業主の死亡日）までの仮決算書
- 引継時の貸借対照表
- 相続人の同意書（営業権の相続同意は必要）
- 前事業主の許可に係る建設業の廃業届
- 戸籍謄本（前事業主の死亡、前事業主と引継ぎ者の関係がわかるもの、相続人の範囲がわかるもの）

2 個人（生存）から法人（法人成）へ

（1）条件

- 前事業主が生存していること
- 前事業主が経営事項審査申請書又は公共工事に関し指名順を提出していること、または、今後提出する見込みがあること
- 申請時期は、次の場合を除いて法務局に設立登記をした日から原則として5か月以内であること
法人設立後も個人事業主として営業した者は、税務署へ法人の休業届を提出している場合に限り、休業期間を上記5か月に算入しないものとする。

（2）人的に変動がなく、物的に継続性があること

- 人：前事業主が、法人の代表者かつ経營業務の管理責任者であること
- もの：財務諸表上の継続性があること
- 商号又は名称・所在地：原則として個人時と同様であること
ただし、相違があるときはその理由書を添付すること
- 許可業種：個人時代に有していた許可業種については、法人成後でも継続して許可を持つこと。

（3）添付書類

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ○法人設立直前日までの前事業主の仮決算書 | 例 平成8年4月1日法人設立 |
| ○法人開始時の貸借対照表 | 8.1.1～8.3.31 個人の仮決算 |
| ○許可番号継続使用申請書（引継書） | 8.4.1 法人開始時の貸借対照表 |
| ○前事業主の許可に係る建設業の廃業届 | |

競争入札参加資格承継承認申請書

令和 年 月 日

東 広 島 市 長 様

承継人 所在地

商 号

代表者

印

被承継人 所在地

商 号

代表者

印

次のとおり競争入札参加資格の承継の承認を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

①被承継人の許可番号・登録番号		
②承継人の許可番号・登録番号		
③承継人の許可（登録）の種類		
④承継した 営業の種類	建 設 工 事	
	測量及び建設コンサル タント業務	
⑤ 資 格 承 継 理 由 (営業の移転に至った経緯)		

注（１）相続により競争入札参加資格を承継しようとする場合は、被承継人の記名・押印は不要とする。

(2) この①と②の欄の登録番号とは、測量及び建設コンサルタント業務に係る入札参加資格の登録番号を示す。

(3) ③の欄は、建設業については建設業許可の区分・業種を、測量及び建設コンサルタント業務については資格要件となっている登録の内容を記入すること。

(4) ⑤の欄は、資格承継の原因となる営業の移転理由について、移転の形態（営業譲渡、合併等）及び移転に至った経営上の経緯を含め、具体的に記入すること。

競争入札参加資格承継承認通知書

東広契 第 号

令和 年 月 日

承継人 所在地

商 号

代表者

様

東 広 島 市 長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった、競争入札参加資格の承継を承認したので、
通知します